

# 地域でともに暮らす社会へ

## 障害者自立支援法が施行されます

利用者負担額の変更は4月利用分から サービス体系の変更は10月から

障害者自立支援法は、平成17年11月に制定され、ことし4月1日から施行されます。この法律は、障害のある人たちが、地域で安心して暮らせる社会を目指すものです。身体介護や就労支援などを中心とした自立支援給付と、市町村が利用者の状況に応じて創意工夫を図る地域生活支援事業により、障害者の暮らしを支えます。今月号では、障害者福祉サービスの概要についてお知らせします。

### 自立支援給付

#### 介護給付

- 居宅介護（ホームヘルプ）
- 重度訪問介護
- 行動援護
- 重度障害者等包括支援
- 児童デイサービス
- 短期入所（ショートステイ）
- 療養介護
- 生活介護
- 施設入所支援
- 共同生活介護

#### 補装具

#### 訓練等給付

- 自立訓練
- 就労移行支援
- 就労継続支援
- 共同生活援助（グループホーム）

#### 自立支援医療

- (旧)更生医療
- (旧)育成医療※
- (旧)精神通院公費※

※実施主体は県

### 地域生活支援事業

- 相談支援（関係機関との連絡調整、権利擁護）
- コミュニケーション支援（手話通訳派遣等）
- 日常生活用具の給付又は貸与
- 移動支援
- 地域活動支援センター（創作的活動、生産活動の機会提供、社会との交流促進等）
- 福祉ホーム
- 居住支援
- その他の日常生活又は社会生活支援

### 県の支援

種別ごとの制度から横断的なサービスに

障害者自立支援法の目的は、障害のある人たちが利用するサービスを充実させながら、地域で安心して暮らせる社会の実現を目指すことです。

これまでの制度は、身体障害・知的障害・精神障害それぞれが縦割りでサービス提供されていて、どこで、どんなサービスが提供されているか分かりにくいことがありました。また、今後増え続けるサービス利用の財源確保のことなど、制度上の問題点も指摘されていました。

このような問題点の解決も含めた、障害者自立支援法のポイントは次のようになります。

- ① 障害の種別にかかわらず、その人が必要とするサービスが利用できる仕組みづくり
- ② 生活する上でもっとも身近な市町村を通してすべてのサービスを提供
- ③ 必要とするサービスを計画的に充実させるため、サービスを利用する人が利用量や所得に応じた負担をするともに、国、自治体の費用負担をルール化して財源を確保
- ④ 仕事に就きたいと希望する人への支援を強化
- ⑤ 支給決定の仕組みを明確化

### 新しいサービスと内容（10月から）

|          |                  |                                                       |
|----------|------------------|-------------------------------------------------------|
| 介護給付     | 居宅介護（ホームヘルプ）     | 自宅で入浴・排せつ・食事の介護などを行う                                  |
|          | 重度訪問介護           | 重度の肢体不自由で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴・排せつ・食事の介護、外出時の移動支援を行う     |
|          | 行動援護             | 自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行う       |
|          | 重度障害者等包括支援       | 介護の必要性がとても高い人に、居宅介護など複数のサービスを行う                       |
|          | 児童デイサービス         | 障害のある児童に、日常生活の基本動作の指導、集団生活での適応訓練などを行う                 |
|          | 短期入所（ショートステイ）    | 自宅で介護する人が病気になった場合などに、短期間、施設で入浴・排せつ・食事の介護などを行う（夜間も含む）  |
|          | 療養介護             | 医療と常に介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理・看護・介護、日常生活の世話を行う     |
|          | 生活介護             | 常に介護を必要とする人に、昼間の入浴・排せつ・食事の介護などとともに、創作的活動や生産活動の機会を提供する |
|          | 障害者支援施設での夜間ケア等   | 施設に入所する人に、夜間や休日、入浴・排せつ・食事の介護などを行う                     |
| 訓練等給付    | 共同生活介護（ケアホーム）    | 夜間や休日、共同生活をする住居で入浴・排せつ・食事の介護などを行う                     |
|          | 自立訓練（機能訓練・生活訓練）  | 自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練を行う     |
|          | 就労移行支援           | 一般企業などに就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識と能力の向上のために必要な訓練を行う      |
|          | 就労継続支援（雇用型・非雇用型） | 一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識と能力の向上のために必要な訓練を行う     |
| 地域生活支援事業 | 共同生活援助（グループホーム）  | 共同生活を行う住居で、夜間や休日に相談や日常生活上の援助を行う                       |
|          | 移動支援             | スムーズに外出できるよう移動を支援する                                   |
|          | 地域活動支援センター       | 創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流などを行う施設                        |
|          | 福祉ホーム            | 住居を必要としている人に、低料金で居室などを提供するとともに、日常生活に必要な支援を行う          |

こうなります

障害者福祉サービス